



鳥取県公報

平成 23 年 11 月 18 日(金)
第 8 3 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定の一部改正 (645) (景観まちづくり課) 2 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (646) (〃) 4 保安林の指定予定 (3 件) (647~649) (森林・林業総室) 6 鳥取県海面漁業調整規則による聴聞 (2 件) (650・651) (境港水産事務所) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (652) (東部総合事務所福祉保健局) 8 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (653) (中部総合事務所福祉保健局) 8 指定居宅介護支援事業者の指定 (654) (西部総合事務所福祉保健局) 9 土地改良区の役員の就退任 (655) (西部総合事務所農林局) 9
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 10

告 示

鳥取県告示第645号

昭和53年鳥取県告示第438号（鳥取県屋外広告物条例施行規則による家屋連担区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年11月18日から施行する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">路線名</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;"> 岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、<u>同市湖山町北五丁目及び伏野</u>、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、 </td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域	一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市湖山町北五丁目及び伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、	<p>鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）別表第1第1号ア及びイに規定する家屋連担区域を次のとおり指定する。</p> <p>1 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる道路及び鉄道から展望できる地域のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる地域内の家屋連担区域</p> <p>(1) 道路</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">路線名</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般国道9号</td> <td style="text-align: center;"> 岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、<u>同市伏野</u>、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、<u>淀江及び西原</u>の地域 </td> </tr> </tbody> </table>	路線名	地 域	一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、 <u>淀江及び西原</u> の地域
路線名	地 域								
一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市湖山町北五丁目及び伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、淀江、								
路線名	地 域								
一般国道9号	岩美町大字岩井、大字宇治、大字恩志及び大字新井、鳥取市福部町細川、海士及び湯山、 <u>同市伏野</u> 、同市気高町宝木、下坂本、浜村及び八束水並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字橋津、はわい長瀬、大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園及び大字原、北栄町江北、国坂、田井、下神、松神、西園、由良宿、妻波及び大谷、琴浦町大字逢東、大字徳万、大字丸尾、大字笠見、大字八橋、大字別所及び大字赤碕、大山町国信、末吉、東坪、西坪、御来屋、富長、田中、御崎、赤坂、下甲、塩津、岡、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋、浦津、上新印、下新印及び宗像並びに同市淀江町今津、 <u>淀江及び西原</u> の地域								

	西原、佐陀、中間及び小波の地域		
一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、 <u>古海</u> 、津ノ井、桂木、 <u>船木</u> 、 <u>広岡</u> 及び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、 <u>郡家殿</u> 、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域	一般国道29号	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺、八頭町堀越、下坂、門尾、奥谷、宮谷、郡家、西御門、市谷、 <u>殿</u> 、花、大門、富枝、南及び北山並びに若桜町大字大野、大字中原、大字浅井及び大字若桜の地域
一般国道53号	鳥取市河原町袋河原及び <u>釜口</u> 、同市用瀬町用瀬及び <u>鷹狩</u> 並びに智頭町大字智頭の地域	一般国道53号	鳥取市河原町袋河原、 <u>長瀬</u> 、 <u>河原</u> 、 <u>谷一木</u> 及び <u>渡一木</u> 、同市用瀬町用瀬並びに智頭町大字智頭の地域
略		略	
一般国道180号	南部町福成、阿賀、法勝寺及び落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域	一般国道180号	米子市奥谷、石井及び <u>奈喜良</u> 、南部町福成、法勝寺及び落合並びに日野町根雨、高尾及び上管の地域
一般国道181号	米子市福市、 <u>諏訪</u> 、宗像、日原及び兼久、伯耆町大殿、吉長、岸本、長山及び溝口、日野町根雨及び高尾並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域	一般国道181号	米子市宗像、日原及び兼久、伯耆町大殿、吉長、岸本、長山及び溝口、日野町根雨及び高尾並びに江府町大字佐川、大字小江尾、大字江尾及び大字武庫の地域
略		略	
一般国道431号	境港市高松町、新屋町、小篠津町及び佐斐神町並びに米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木並びに日吉津村大字日吉津及び富吉の地域	一般国道431号	境港市高松町、新屋町、小篠津町及び佐斐神町並びに米子市大篠津町、和田町、富益町、夜見町、河崎、両三柳及び二本木の地域
略		略	
県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村、 <u>勝見</u> 、 <u>新町三丁目</u> 及び <u>北浜三丁目</u> 並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域	県道郡家鹿野気高線	鳥取市気高町浜村及び <u>勝見</u> 並びに同市鹿野町今市及び鹿野の地域
略		略	
県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神及び松神、西園、由良宿、妻波、 <u>東園</u> 、 <u>六尾</u> 及び大谷の地域	県道羽合東伯線	湯梨浜町大字田後並びに北栄町江北、国坂、田井、弓原、北尾、下神及び松神、西園、由良宿、妻波及び大谷の地域
県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域	県道若葉台東町線	鳥取市桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺の地域
県道倉吉由良線	北栄町六尾の地域		

町道北条北線	北栄町弓原の地域		
(2) 鉄道		(2) 鉄道	
線路名	地 域	線路名	地 域
略		略	
西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、鳥取市福部町細川及び栗谷、同市伏野、同市気高町宝木、浜村及び勝見並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字中興寺及び大字松崎、北栄町北尾、弓原、由良宿、土下、西園、東園及び六尾、琴浦町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見、大字八橋及び大字赤碕、大山町上野、所子、国信、末長、唐王、西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津並びに同市淀江町今津、淀江、西原、佐陀及び小波の地域	西日本旅客鉄道株式会社山陰本線	岩美町大字浦富、大字新井、大字岩本及び大字大谷、鳥取市福部町細川及び栗谷、同市伏野、同市気高町宝木、浜村及び勝見並びに同市青谷町青谷、湯梨浜町大字小浜、大字石脇、大字泊、大字園、大字中興寺及び大字松崎、北栄町北尾、弓原及び由良宿、琴浦町大字徳万、大字丸尾、大字保、大字笠見、大字八橋及び大字赤碕、大山町上野、所子、国信、末長、唐王、西坪、御来屋、富長、田中、赤坂、塩津、住吉、上市、下市及び松河原並びに米子市二本木、蚊屋及び浦津並びに同市淀江町今津、淀江及び西原の地域
西日本旅客鉄道株式会社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市用瀬町用瀬及び鷹狩、八頭町奥谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大字智頭の地域	西日本旅客鉄道株式会社因美線	鳥取市正蓮寺、桜谷、杉崎、津ノ井、桂木及び海蔵寺並びに同市用瀬町用瀬、八頭町奥谷、宮谷及び郡家並びに智頭町大字智頭の地域
略		略	

鳥取県告示第646号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年11月18日から施行する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基

づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第 7 条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。

1 略

2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に定められた地域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑 33-1 地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで
岩美町道七坂八峠線	全線

(2) 略

3 略

4 条例第 3 条第 1 項第 1 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に該当する区域

(2) 略

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道河原イセンター線	八頭郡八頭町船岡字孤塚下分 1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで

づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年 7 月 1 日から施行するので、条例第 7 条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。

1 略

2 条例第 2 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
岩美町道陸上中央線	岩美郡岩美町大字陸上字下塚畑 33-1 地先から同町大字小羽尾字浜頭651-14地先まで

(2) 略

3 略

4 条例第 3 条第 1 項第 1 号の知事が指定する区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 鳥取都市計画区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に該当する区域

(2) 略

5 条例第 3 条第 1 項第 3 号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。

(1)及び(2) 略

(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所

路線名	区 間
略	
県道河原イセンター線	八頭郡八頭町船岡字孤塚下分 1861地先から鳥取市河原町高福字長通り780地先まで

<table border="1"> <tr> <td>県道陸上岩井線</td> <td>岩美郡岩美町大字陸上字下向山 1630-1 地先から同大字字東屋敷 1005-3 地先まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>北条町道北条北線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td>琴浦町道浦安光好線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	県道陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山 1630-1 地先から同大字字東屋敷 1005-3 地先まで	略		北条町道北条北線	全線	琴浦町道浦安光好線	全線	略		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>北条町道北条北線</td> <td>全線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>(4)～(6) 略</p>	略		北条町道北条北線	全線	略	
県道陸上岩井線	岩美郡岩美町大字陸上字下向山 1630-1 地先から同大字字東屋敷 1005-3 地先まで																
略																	
北条町道北条北線	全線																
琴浦町道浦安光好線	全線																
略																	
略																	
北条町道北条北線	全線																
略																	

鳥取県告示第647号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市淀江町福岡字長田谷1392の1、1393、1394、淀江町稲吉字大谷1208の1、字大平山1215の1、字エグナ谷1221の1、字大蓋原1168の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第648号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市淀江町稲吉字大溝1198の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第649号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町羽田井字中山原1419の63

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第650号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県境港水産事務所長 下 山 俊 一

1 聴聞の日時 平成23年11月24日（木）午後1時30分から

2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7

境港水産物市場管理株式会社市場会議室（旧鳥取県境港水産事務所会議室）

- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第651号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県境港水産事務所長 下 山 俊 一

- 1 聴聞の日時 平成23年11月24日（木）午後3時30分から
 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7
 境港水産物市場管理株式会社市場会議室（旧鳥取県境港水産事務所会議室）
 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。

鳥取県告示第652号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月18日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目2-2	えがお株式会社	鳥取市南吉方一丁目2-2	同行援護	平成23年11月9日

鳥取県告示第653号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月18日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
-----	------------	--------------------------	---------------------------	-------------	-------

合同会社エヌ リンク	東伯郡北栄町 田井88-2	就労移行支援事業 所倉吉仕事塾	倉吉市海田東町431	就労移行支援	平成23年11月 15日
---------------	------------------	--------------------	------------	--------	-----------------

鳥取県告示第654号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社エスペランサ	ケアセンターありがとう	米子市両三柳4596-4	平成23年11月15日

鳥取県告示第655号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 原 收	西伯郡大山町豊房1621
〃	松 尾 優	西伯郡大山町豊房349
〃	田 中 喬	西伯郡大山町豊房2518
〃	野 口 勝 博	西伯郡大山町豊房1010
〃	谷 野 雄 治	西伯郡大山町今在家446
〃	遠 藤 拓 夫	西伯郡大山町坊領487
〃	岡 田 隆 晴	西伯郡大山町中高352-4
〃	飯 田 政 好	西伯郡大山町長田353
〃	奥 田 隆 夫	西伯郡大山町長田297
〃	清 水 覚	西伯郡大山町赤松2459-168
監 事	宮 永 壽	西伯郡大山町佐摩469
〃	奥 田 良 一	西伯郡大山町長田469

平成22年4月22日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 原 收	西伯郡大山町豊房1621
〃	松 尾 優	西伯郡大山町豊房349
〃	豊 嶋 清	西伯郡大山町豊房2410
〃	宮 永 壽	西伯郡大山町佐摩469
〃	汐 田 二千六	大山町今在家460
〃	大 森 正 治	西伯郡大山町坊領304
〃	岡 田 隆 晴	西伯郡大山町中高352-4

〃	飯 田 政 好	西伯郡大山町長田353
〃	奥 田 隆 夫	西伯郡大山町長田297
〃	清 水 覚	西伯郡大山町赤松2459-168
〃	上 田 英 勝	西伯郡大山町長田144
監 事	奥 田 良 一	西伯郡大山町長田469
〃	野 口 勝 博	西伯郡大山町豊房1010

平成22年4月23日就任 任期 4年

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成23年11月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成24年1月24日（火）午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成24年1月24日（火）午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、認証施設（条例第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。）において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに2年以上従事しているもの
- (3) 学校教育法第57条に規定する者で、魚介類販売業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号に掲げる営業をいう。）若しくは魚肉ねり製品製造業（同条第16号に掲げる営業をいう。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成23年12月15日（木）から同月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局のうち住所地を管轄するもの（以下「生活環境局」という。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）
 - (2) 3(1) の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
 - (3) 3(2) の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第 57 条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し等）
 - イ 認証施設において、当該施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに 2 年以上従事していることを証する書類
 - (4) 3(3) の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第 57 条に規定する者であることを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し等）
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に 2 年以上従事していることを証する書類
- 8 受験手数料及びその納付方法
- 受験手数料は、9,040 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- なお、既納の手料金は、還付しない。
- また、受験手数料のほかに、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験票に記載するので、受験票にて確認すること。
- 9 受験に当たっての注意事項
- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の 10 分前までに集合すること。なお、受付は、午前 9 時 20 分から開始する。
 - (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物なお、白衣は、白色に限るものとし、白帽又は三角きんは、髪の毛がはみ出ないようなものとする。
- 10 合格者の発表
- 合格者の受験番号を平成 24 年 2 月 10 日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。なお、同日付けで受験者全員に結果を通知する。
- 11 その他
- (1) 提出された書類が、虚偽の内容が記載されたものであり、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
 - (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から 1 月の間に鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課又は生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。
 - (3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目 220	(0857-26-7284)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目 176	(0857-20-3678)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町 2	(0858-23-3157)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目 160	(0859-31-9321)